

熊取町教育委員会会議録

令和 8 年 3 月 定例会

令和8年3月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第33号 令和8年度熊取町教育方針について
議案第34号 学校運営協議会規則の一部を改正する規則
議案第35号 教育支援センター規則の一部を改正する規則
議案第36号 熊取町立学校教育情報セキュリティポリシーの改正について
報告第13号 町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について
報告第14号 町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】3件

《3月分》

小・中学校行事予定

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定

《1月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

《2月分》

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

日 時 令和8年3月10日（火）午後5時15分から
場 所 役場本館3階 大会議室

【教育委員会定例会出席者】

教育長	吉田 茂昭
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	一ノ瀬由美子
教育委員	向井 暢子
教育次長	巖根 晃哉
学校教育課学校指導担当理事	河井 淳

理事（生涯学習・図書館担当）	三原 順
学校教育課長	岡本 栄治
学校教育課学校指導参事	上垣 圭市
学校教育課学校指導参事	桝屋 知佳
学校教育課学校指導参事	市野瀬智也
学校教育課学校指導参事	南 宗孝
学校教育課学校指導参事	梅影 直子
生涯学習推進課長	大屋 真志
生涯学習推進課文化振興参事	義本 翼
図書館長	原田 貴子
書記	藤原 健祐

開会 午後 5 時 1 5 分

吉田教育長 それでは、ただいまから令和 8 年 3 月教育委員会定例会を開会します。

 本日の署名委員には土屋委員を指名します。よろしくお願いします。

 では、議事に入ります。

 事前配付の議案書 1 ページ、議案第 3 3 号「令和 8 年度熊取町教育方針について」事務局から説明願います。

 岡本課長。

岡本課長 失礼いたします。それでは、議案第 3 3 号「令和 8 年度熊取町教育方針について」ご説明させていただきます。

 教育方針については、別冊で 2 冊用意しておりまして、先ほど差し替えもあったかも分かりませんが、1 つは縦型の分として令和 8 年度の熊取町の教育方針、それから、もう一つ、横型で新旧対照表形式のものをお配りさせていただいているかなと思いますので、そちらの新旧対照表を活用いたしまして説明させていただくということでご了承いただきたいというふうに思います。

 それでは早速、内容の説明に入りたいというふうに思います。

 新旧対照表の 1 ページをご参照ください。

 上のほうに「策定にあたって」ということで表題がついておりまして、これがいわゆる前文でございます。この前文につきましては、第 2 段落目が学校教育部門、3・4 段落目が社会教育部門、最終的に 5

段目が教育委員会の役割というような構成になってございます。

令和８年度の教育方針の前文の学校教育法の改正箇所として、２段目の最終行に１文追加してございます。これにつきましては、令和７年９月に中央教育審議会が次期の学習指導要領に向けた論点を整理していこうということで、これが公表されました。その中で、自らの人生をかじ取りしていく力、民主的で持続可能な社会の創り手となるよう育成することが示されたということで、本町の教育方針にも加筆して内容をバージョンアップしたと、こういうところでございます。

前文の第５段落目の教育委員会の役割に関しましては、これも同じような論点の整理の中で、７年度にありました自らがというような視点のみならず、自分の意見を形成しながら他者との対話と合意を図ることができるような人材の育成をしていこうと、こういうような点が盛り込まれたということで、本町の教育方針にも内容を盛り込むことで一段階バージョンアップをしたと、こういうようなことでございます。

一旦この前文の関係につきまして、社会教育部門と交代をいたします。

吉田教育長

大屋課長。

大屋課長

では、前文の社会教育に係る改正箇所をご説明いたします。

４段落目になります「また」以降を修正しております。

令和７年度教育方針では、「地域における学習活動が活性化する担い手づくりが必要となる」、「学習や交流を通じた地域とのつながりを強め社会参加につながる仕組みづくりが重要である」としておりました。令和８年度につきましては、担い手づくりが必要という認識の下、修正しておりますが、現在改修中の総合体育館、また、令和８年度に改修を予定している図書館、この施設をはじめ、住民が学びの拠点としている施設を改修・整備することにより、学習活動の環境を整え、「学習や交流を通じた地域がつながる仕組みづくりを強化していく」という表現に改めております。「重要である」という論評のような表現から「強化していく」と、具体的に進めていく、そういった表現に改めているものでございます。

続きまして、学校教育、社会教育それぞれの教育方針についてご説明いたしますので、説明者を交代させていただきます。

岡本課長

失礼いたします。それでは、引き続きまして、教育方針の本文のほうを説明させていただきたいというふうに思います。

2 ページから 8 ページが基本方針、それから 9 ページ以降が取組内容ということで大別されてございます。まずは、基本方針の改定箇所につきましてご説明いたします。

(1) (2) の項目につきましては、今回改定箇所はございません。

続く 3 番目、社会の一員としての自覚と規範意識の醸成の項目につきまして、昨年の内容より一文追加してございます。いじめ、問題行動、不登校などの諸課題に対応するため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの専門家人材を活用するだけでなく、校内教育支援センター及び教育支援センターと連携していくことが必要であるとの観点から、その旨の内容を一文追記したと、こういう形でございます。

続きまして、3 ページをご参照ください。

(4) については、変更はございません。

(5) につきまして、学校運営体制の充実を開かれた学校づくりの推進についてというところで、7 年度において、最後に、教育情報セキュリティポリシーの実施手順の策定に係る記載がございました。この分については、7 年度内において当該手順の策定ができる見込みとなっておりますので、令和 8 年度の方針からは削除を行ってございます。

続く (6) の項目につきましては、変更はございません。

7 番、教育の環境や条件の整備の項目につきましては、令和 7 年度中に完了した工事等については削除をさせていただいて、今年度、7 年度で設計等を行って 8 年度に工事を施工するものとして、体育館の空調設備設置、この分については最終、次年度に予定しております中学校 3 校が最後でございます。そして、小学校の LED 化ということで 3 校につきまして予定してございます。あと、門扉改修等事業ということで 8 年度に実施を想定してございます。

また、7 年度においては 1 人 1 台端末を更新するとの記載がございましたが、7 年度において更新が一応完了しましたため、8 年度の方針から削除になってございます。その一方で、令和 8 年度においては、7 年度に更新した 1 人 1 台端末の利活用をさらに進めていくため、十分なネットワーク速度が確保できるよう、ネットワーク機器を強化した上で更新し、ネットワーク環境を整備することを新たに掲げてございます。

最後に、学校給食の関連として、国の補助金等を活用して、保護者負担の軽減や、さきの定例会でもご説明しました安全な給食事業の実施としてアレルギーの対応を多段階方式から二者択一に変更していくということも併せて改定内容として盛り込ませていただいているところでございます。

一旦ここで学校教育分は終わります。

大屋課長

続きまして、社会教育の教育方針についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

(1) 生涯学習の推進についてです。

まず1段落目、令和6年度に開館しました公民館に続きまして、煉瓦館においてもW i - F i 環境が利用できるということになりましたので、令和7年度の方針に、講座などで誰もが学ぶことのできる学習環境の充実ということを追加しております。

2段落目の冒頭、住民団体の協働事業によるイベント・講座の開催については、令和8年度において住民提案協働事業ということで、カブトムシを使った熊取町を元気にするプロジェクトということを協働でさせていただきました部分を追記させていただいております。

その次の改正部分、地場産品を扱う町内事業者や民間企業等の連携については、各種講座において、例えば、今年度実施いたしました、水ナスを子どもたちに知ってもらおうということであったり、町内の飲食店の方を招きまして、魚をさばく、薫製料理を楽しむ、そういった講座を8年度も引き続き実施するという事で記載をしているものでございます。

2段落目の最後の部分ですが、町内の施設で活動されている方を講師に招いたり、人材バンクでの開催を通じて広くそういった方を知ってもらう情報発信に加えまして、生涯学習活動の活性化を図るため、そういった方のスキルやノウハウが生かせる場を提供するという事にしております。

3段落については、学校運営協議会と連携し、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進することに加え、青少年指導員連絡協議会やこどもまつり実行委員会など、青少年の健全育成に関わる団体の連携・交流の機会をつくることにより、地域連携・地域づくりを進めるとしております。

最後の段落については、これまでどおり庁内の関係部局と連携し、人権教育、家庭教育などを推進するとともに、そういった事業を実施

する際は、誰もがその学びに触れることができる、可能な限り動画配信であったりオンデマンド配信などを行いたいと考えておりますので、そういった環境づくりに努めるとしております。

続いて、文化・芸術の振興と充実の説明をさせていただきます。

義本参事

それでは、6ページになります。

2番、文化芸術の振興と充実でございます。

まずは1段落目、こちらでは、かむかむプラザとキターネホールの2つを併せてリニューアルして3年目を迎えることから、それに合わせた文言の調整をするとともに、各施設の特色を生かした様々な講座やイベントを実施する、そして、住民による文化・芸術の場としてより一層皆さんに使っていただけるように、情報発信など取組を進めていくということにしております。

2段落目でございます。こちらはキターネホールに特化して書かせていただいておりますが、今までの見る、聞くだけではなくて、住民さん自身が発表機会としてご利用いただくようになることで喜んでもらえるよう、「振興を推進する」というふうな書き方にさせていただいております。

続いて、次の修正箇所でございますが、本町の文化財の保存、活用に関する総合的な計画「熊取町文化財保存活用地域計画」について書かせていただいております。こちらは、いよいよ令和8年度には完成を予定しておりまして、最終段階となる文化庁の認定を受ける予定としているため、そういう書き方を「引き続き取組を進める」という書き方にしております。

次の箇所でございます。降井家住宅と七山青少年センターというものがあるんですけども、これらにつきましてはそれぞれ、降井家につきましては、国の重要文化財へ追加して、これは母屋のほうでございます。書院はもう既に指定されているんですけども、本宅のほうも重要文化財になるのではないかとということで、今年度調査をやっております。その調査の結果をもって、来年度には本宅についても追加で重要文化財への指定ができるんじゃないかとということで、今、助成として動いております。

また、七山青少年センターにつきましては、国の有形文化財登録に向けた取組を進めることとしております。来年度には、調査はもう済んでおりまして、専門家の意見をいただいて手続を進めていくというふうなことから、こちらに「文化財の適正な保存と普及啓発など活用

の推進を図る」というような書き方をさせていただいております。

(2) については以上でございます。

大屋課長

続きまして、7 ページ、生涯スポーツの推進についてご説明いたします。

1 つ目の修正箇所につきましては、イベントの一例といたしまして、「くまとりロードレースをはじめ」ということを追加させていただいております。

次の段落とその次の段落については、令和7年度の教育方針では、総合体育館の大規模改修工事を2か年で行う、また、併せて次期指定管理者の選定を行うとしていたものを、1 つ目の段落に、大規模改修工事に関しましては、メインアリーナの工事完了後、利用を再開し、その後、サブアリーナ、プールの工事を令和8年度に完了させ、全館の利用を再開するとしまして、指定管理者に関しましては、令和8年度から指定管理者が変わりますので、より一層の向上の利便性向上、安全性を確保した施設管理に努めると修正をしております。

その次の段落につきましては、全館利用の再開と併せまして、ひまわりドームのPRと利用促進を図るため、リニューアルイベントを開催するものでございます。

最後の段落になります。中学校部活動の地域展開については、部活動地域展開の在り方検討委員会を設置しまして、生徒たちにとって望ましい部活動の環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。この検討委員会の委員構成など所掌事務、そういった詳細につきましては、今後、教育委員会にてご説明させていただければと思っております。

生涯スポーツの推進については、以上です。

原田図書館長

続きまして、8 ページの(4) 図書館サービスの充実について説明いたします。

図書館は、大規模改修工事の関係で大幅に変更しています。

令和7年度の1 段落目の3 行目から4 行目にかけての「また、いつでもどこでも誰にでも図書の貸出ができる電子図書館を活用するなど」というところですが、この部分が令和8年度の2 つ目の段落に「非構造部材の耐震化や利用促進のためのゾーニング等を行う大規模改修工事を行い、施設・設備の安全性の向上を図り快適で魅力ある図書館づくりに取り組む。工事期間中も部分開館し、電子図書館の積極

的な活用を含め本の貸出等のサービスを可能な限り継続するとともに、工事終了後にはリニューアルオープンイベントを実施する。また、駅下にぎわい館の開館時間変更等に伴う代替サービスとして熊取駅東西自由通路に予約本ロッカーと返却ポストを新たに設置し、図書館のサービスポイントとしての機能を維持する」と修正し、大規模改修や改修中のサービスと併せて記載しています。

続きまして、3段落目は、図書館という場所の利用が難しいため、文言の修正や「学びの場づくり」という言葉を削除しました。

続きまして、4段落目は、子ども読書活動推進計画についてですが、文言の整理のほか、令和8年度に「策定する」という文言に修正いたしました。

令和7年度の最後の段落ですが、大規模改修の設計業務が令和7年度で終了しましたので、一旦削除しました。

以上、図書館サービスの充実の説明となります。

桝屋参事

続きまして、令和8年度取組内容のうち、学校教育の取組内容についてご説明いたします。

9ページ、(1)基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上、白丸の「確かな学力」の育成をご覧ください。

1つ目のポツにつきましては、推進すべき内容にかぎをつけ、「基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得」、「思考力・判断力・表現力等の育成」、「予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度の育成」と改めてお示ししております。

4つ目のポツにつきましては、現在の本町の状況に対する授業改善の方向性として、「子どもたちの実態を把握し、つきたい力を明確にした単元の指導計画等の作成と授業展開の工夫」という点を新たに加えております。

また、この項目のALTや専科教員を活用した小中学校外国語教育の推進と家庭学習の充実と自学自習力の育成につきましては、本項目で重点的に取り組むものと捉え、学力向上の別の項目から移しております。

続きまして、10ページ、白丸の社会の変化に主体的に対応し行動できる力の育成をめざした教育活動の推進の項目をご覧ください。

情報モラルの育成につきましては、生成AI等が普及している現状を踏まえまして、情報を適切に活用することなどに必要な情報モラル等の育成を目指すこととし、加えまして、文部科学省より示されてお

ります「初等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドライン」に基づく生成ＡＩの適切な利活用を明記しております。

続きまして、１１ページ、（２）生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成をご覧ください。

①道徳教育の項目の３つ目の白丸、道徳科の授業の充実をご覧ください。

学習指導要領の趣旨を踏まえまして、議論を通して多面的・多角的に考えを深めることを加え、育成を目指す資質・能力について明記しております。

続きまして、②人権教育につきまして、１２ページのほうをご覧ください。

令和７年６月に閣議決定されました人権教育・啓発に関する基本計画におきまして、ハンセン病患者、元患者並びにその家族について独立の項目として整理されたことを受けまして追記したものでございます。

続きまして、③支援教育につきまして、１３ページの白丸、支援教育推進体制の充実の項目、６つ目のポツをご覧ください。

「障がいのある児童生徒や医療的ケアの必要な児童生徒へ適切な指導や必要な支援」の後に、「発災」という言葉を追記しております。こちらにつきましては、特に医療的ケア児を受け入れた学校において、発災に備えた対応が必要であるための追記でございます。

続きまして、１４ページ、④健康教育のほうの白丸、心身両面にわたる健康を保持増進できる実践力の育成の項目をご覧ください。

２つ目のポツに、新たに、学校保健委員会を設置し、学校における児童生徒の健康課題等を保護者並びに学校医等と十分に連携を図り、健康の保持増進に必要な資質や能力を備えた児童生徒を育成することを追加しております。

４つ目のポツには、豊かな心と健やかな体の育成のため、健康課題に関する指導の必要性があることから、「思春期における自分らしさの形成やストレスの対処など、心身両面にわたる健康課題に関する指導の充実及び相談体制の確立」としております。

一番下の行には、令和７年５月の国の報告文書の文言の変更に伴い、「地域移行」という表記から「地域展開」に変更しております。

続きまして、１６ページの（３）社会の一員としての自覚と規範意識の醸成のページをご覧ください。

①生徒指導の項目のうち、いじめ・不登校・問題行動などへの積極

的な対応の中で、1つ目のポツに「子どもが自ら身を守り、SOSを発信できる力の育成」を追記しております。

続きまして、17ページ、②進路指導、白丸の望ましい勤労観、職業観を育む教育の充実の項目をご覧ください。

1つ目のポツにつきましては、推進すべきキャリア教育の方向性が明確となるよう、自身の将来の生き方を考えるという点を追記しております。

続きまして、19ページ（4）教職員の資質能力の向上、中ほどの白丸、初任者・中堅教員の資質・能力の向上の項目をご覧ください。

初任者が毎年多数配属される現状を踏まえまして、3つ目のポツに「初任者指導教員連絡会の開催と充実」を、また、中堅教員育成推進のため、4つ目のポツに「ミドルリーダーとしての中堅教諭等資質向上研修の充実」を記載しております。

続きまして、21ページ、（5）学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進、白丸、学校の働き方改革の推進の項目をご覧ください。

2つ目のポツ、業務量管理・健康確保措置計画の策定に伴い、取組の検証及び改善を図ることが必要であるため、記載しております。

下から3つ目のポツにつきましては、令和7年度に中学校にて採点システムを導入しましたので、導入に係る記載を削除するものでございます。

また、下から2つ目のポツにつきましては、令和7年度までは、労働基準法第36条に基づく協定締結と労働安全衛生体制の充実を併記しておりましたが、令和8年度からは項目を新たに「職員衛生委員会の設置及び産業医配置に向けた労働安全衛生体制の整備の推進」として、取組内容を具体的に記載したものでございます。

白丸、教職員の規律の確保の項目をご覧ください。

一番下のポツとなりますが、不祥事防止に向けた取組を推進していくため、職場づくり、意識改革、相談体制の充実等について記載しております。

22ページの白丸、教育情報の管理・保持の徹底の項目をご覧ください。

2つ目のポツにつきましては、情報管理に関する部分でございますが、策定済みである「教育情報セキュリティポリシーに基づく」との追加を行うものでございます。

その下のポツにつきましては、児童生徒の撮影等について、令和8年

2月に熊取町立学校教職員による児童生徒の撮影等に関する指針を策定しましたので、その指針に基づく写真・動画等の適切な取扱いの徹底を加筆しております。

23ページ、(6)児童生徒の安全確保、白丸の安全教育の充実の項目をご覧ください。

4つ目のポツに、交通安全指導や防犯指導の充実のため、「警察等の関係機関と連携した」という文言を追記しております。

5つ目のポツに、自分の命をしっかりと守れるよう、「安全に関する意識を高め、自ら交通ルールやマナーを遵守する態度の育成」を追記しております。

説明員を交代いたします。

岡本課長

続きまして、24ページをよろしくお願いいたします。

7番の教育の環境や条件の整備につきましてご説明いたします。

丸の1つ目、計画的な整備・改修の部分につきましては、先ほど基本方針のほうで述べたとおり、8年度に実施する工事等の内容に変更したという形でございます。

丸の3つ目の児童生徒の学習環境の整備についてですが、令和7年度まで記載しておりましたデジタル教科書利用については、環境整備が完了しておりますので、削除を行うものでございます。

続いて、2つ目のポツでございますが、令和7年度までは直接任用していたICT支援員の配置とGIGAスクール運営支援センターによるサポート体制につきまして、令和8年度以降は業務委託として変更するものでございます。

続いて、3つ目のポツとして、新たにネットワーク機器の増強及び更新による1人1台端末の利活用をさらに進めていくための必要なネットワークの速度の確保を追加してございます。

最後のポツについては、ネットワーク環境整備の検討に関する部分でございますが、ネットワークアセスメント結果に基づく体制が完了していることから、当該部分の削除を行うものでございます。

なお、一番最後に生ごみ処理機の分がございまして、稼動することによってというような文言がありましたが、実は昨年度、特に中央小になるんですが、相当なボリュームの堆肥が出来上がりまして、利活用が間に合わないというような状況が続いたことを受けまして、一旦調整をしながら動かしているということがございましたので、一旦文言上は削除させていただいたと、こういう内容でございます。

以上、学校教育部門を終了いたします。

大屋課長

続きまして、26ページ、社会教育の取組内容についてご説明いたします。

まず、(1)生涯学習の推進の1つ目の丸、学習機会の提供になります。

1行目の「学習活動に関する情報収集及び情報提供」につきましては、情報は収集し、保存管理は当然行うんですけれども、その収集した情報を提供するため、「情報提供」という言葉に修正しております。

4つ下の5行目、5つ目のボツにつきましては、教育方針でご説明しましたとおり、「地場産品を扱う町内事業者や」という文言を追加しております。

4つ目の丸、地域連携の推進の3行目、こちらも教育方針でご説明しましたとおり、コミュニティーづくりの充実・発展に加えまして地域づくりを設置するとしておりますので、「地域づくり」という言葉を追加しているものでございます。

義本参事

続きまして、27ページ、(2)文化・芸術の振興と充実でございます。

1つ目の丸が学習機会の提供としまして、3点追加しております。

まず、1点目が「公民館の特色を活かした料理や音楽をはじめとした多様な講座の開催」ということで、こちらは、リニューアルした公民館の特色である料理教室や、防音仕様の部屋などを活用して多様な講座を開催するという事で書かせていただいております。

続いて、「文化・芸術活動の発表機会の充実やきっかけづくりとなる文化芸術公演等の実施による文化・芸術の振興」ということで、こちらは、同じ文言は昨年は学習環境の整備のほうに入っておったんですけれども、内容的には学習機会の提供のほうに合っているだろうということで、こちらのほうに移設した形になっております。引き続き、ホールにおいて実施する公演や参加型のイベントを通じて、文化・芸術の振興を図っていくということでございます。

続きまして、「町民文化祭の活性化に向けた取組み」ということで、こちらは、昨年のなかなかたくさんの人が集まっていたということが難しかったということもありまして、その反省を踏まえて、スケジュールの前倒しやにぎわいをつくるということで、キッチンカーの招致なんかも含めて提案してやっていきたいという意気込みみたいな

ところでこちらを入れさせていただいております。

続いて、2つ目の白丸、学習環境の整備のところでございます。こちらのところでは、文化財保存活用地域計画の分について、昨年よりも一歩進んだ状況になっておりますので、「作成及び文化庁の認定」という文言を追加しております。

また、先ほどの方針のところでもお話しさせていただきました降井家住宅の重要文化財を追加指定、七山青少年センターの有形文化財登録に向けた取組を追加しております。

最後に、自主活動の支援、最後の白丸のところですが、4つ目のポツのところでございます。昨年までは「新たな文化活動団体への」ということで記載しておりましたが、昨年よりも1年進んでおりますので、「新たな」という文言だけを削除しております。

ページ変わしまして、28ページでございます。

1つ目のポツで「熊取町中学校部活動地域展開の在り方検討委員会における本町の実情を踏まえた新たな地域クラブ活動の在り方の検討」ということで、こちらは後ほど出てくる生涯スポーツの推進のところでも同じようなことを言っておりまして、そこと言葉を合わせて書かせていただいています。主に文化・芸術のほうでは文化部のほうのことでございます。

その次の「葛城修験日本遺産活用推進協議会との連携による日本遺産の普及啓発イベントの開催」ということで、こちらは去年までは「イベント・講演会等の開催」という形で、ちょっと踏み込んだ形で書いておったんですけれども、なかなか降井家のほうが、実際今もお住まいのおうちであるということも踏まえて少しトーンを落としたような形にはなるんですが、普及啓発イベントを開催、こちらは推進協議会との連携によってやっていくというような書き方でございます。

以上でございます。

大屋課長

続きまして、29ページ、(3)生涯スポーツの推進についてご説明いたします。

1つ目の丸の学習機会の提供の6つ目のポツになります。町が実施する大きな事業である「スポーツフェスティバル」に加えまして、「くまとりロードレース」を追加し、その他の事業も含めまして「多様な」ということで追記させていただいております。

一番最後のポツにつきましては、工事完了後にオープニングイベントを開催するというところでございます。

2つ目の丸、学習環境の整備について、2つ目のポツですけれども、令和8年度から12年度まで5年間、指定管理者による管理運営を行うということを追加させていただいております。

5つ目の丸の地域連携の推進についての3行目になります。令和7年度に記載しておりました部活動指導者養成講座の受講費助成については、部活動指導員を養成するため実施しておりましたが、利用実績がないということもございまして、令和7年度で一旦廃止させていただきまして、新たに学校教育課のほうと連携いたしまして、今、部活動指導員として任用されている方を対象とした研修を実施すると、後ほどご説明があるかとは思いますが。

最後の行につきましては、教育方針で説明しました部活動の在り方検討委員会というものを追記しているところでございます。

以上です。

原田図書館長

続きまして、図書館の取組内容についてご説明いたします。

31ページをお開きください。

図書館の部分につきましては、多くの項目で大規模改修工事に関して物理的にできないことの削除や表現の修正などをしておりますので、その部分の説明は省略させていただきたいと思っております。

では、まず1つ目の丸、学習機会の提供についての令和7年度の4行目の「ICTを活用した環境の整備」につきましては、6行目の「地域資料のデジタルアーカイブ化の実施」と統合しまして、「ICTを活用した地域資料のデジタルアーカイブ化の実施」という表現にしました。

令和8年度の5行目ですが、図書館のシステムは令和8年度中にリース期間が満了になりますので、「図書館システムの更新」を追記しました。

2つ目の丸、学習環境の整備についてです。

令和8年度の3行目に、「建物・設備の安全対策、居心地改善、利用促進のためのゾーニング等を図るための大規模改修工事及びリニューアルオープンに向けた本の配置変更やサイン類見直し等の開館準備」を追加し、7年度の6行目にある「居心地のよい場所づくり」を削除しております。

それから、8行目に、「熊取駅下にぎわい館の開館時間変更に伴う代替サービスとして、熊取駅東西自由通路西側に予約本ロッカーと返却ポストを新たに設置」を追加しました。

続きまして、3つ目の丸、子どもの読書環境の整備についてです。

子どもの読書活動推進計画案を誰が作成するのかを明確にするために、2行目、「子ども読書活動推進連絡協議会を活用し次期計画を策定」と修正しました。

また、4行目、児童生徒1人1台学習端末での電子書籍の活用は、中学校において令和7年6月から実施していますので、令和7年度の1行の最後の「検討」を削除しました。

続きまして、5つ目の丸になります。地域連携の推進についてです。

図書館で活動が制限される代わりに、地域に出かけてできるサービスを行うため、2行目に、「地域のイベント等への出前講座の実施」を追加しました。

図書館からは以上となります。

吉田教育長

よろしいでしょうか。

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。かなり長い冊子になっていますけれども、よろしいですか。

では、議案第33号「令和8年度熊取町教育方針について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

吉田教育長

議案第33号「令和8年度熊取町教育方針について」承認とします。

次に、事前配付の議案書2ページ、議案第34号「学校運営協議会規則の一部を改正する規則」、事務局から説明願います。

市野瀬参事。

市野瀬参事

議案第34号「学校運営協議会規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。

提案理由としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項の改正により、学校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている基本的な方針に、業務量管理及び健康確保措置の実施に関する事項が追加されたことに伴い、本町の学校運営協議会規則の一部を改正するものです。

次ページの資料の改正の前後対照表をご覧ください。

改正の内容ですが、第3条の協議会の所掌事項におきまして、公立

の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理及び健康確保措置の実施に関することを新たに追加するものとなっております。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

吉田教育長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明についてご異議、ご質問等はございませんか。よろしいですか。

では、議案第34号「学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

吉田教育長

議案第34号「学校運営協議会規則の一部を改正する規則」について承認とします。

次に、事前配付の議案14ページ、議案第35号「教育支援センター規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明願います。
南参事。

南参事

議案第35号「教育支援センター規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。

事前配付の議案書4ページをご覧ください。

提案理由としましては、保護者から教育支援センターの開所時間を早めてほしいという要望がある中で、少しでも在籍校の登校時間に近づけて通所している児童生徒の生活リズムの安定に資するとともに、活動内容の充実に向けた時間を確保するため、教育支援センターの開所時間を拡大するものです。

5ページの新旧対照表をご覧ください。

他市町の状況も鑑み、予算範囲の中で、開所時間を午前10時から午後3時30分の時間を、午前9時半から午後3時半の30分を拡大するものです。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明についてご異議、ご質問等はございません

か。よろしいですか。

では、議案第３５号「教育支援センター規則の一部を改正する規則」について承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

議案第３５号「教育支援センター規則の一部を改正する規則」について承認とします。

次に、当日配付の議案書５４ページ、議案第３６号「熊取町立学校教育情報セキュリティポリシーの改正について」、事務局から説明いたします。

上垣参事。

上垣参事

それでは、議案第３６号「熊取町立学校教育情報セキュリティポリシーの改正について」説明申し上げます。

議案書の５４ページをご覧ください。

提案理由につきましては、文部科学省が策定する教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインが令和７年３月に改定されたことに伴いまして、本町の教育情報セキュリティポリシー対策基準を改定するものでございます。

本町の教育情報セキュリティポリシー対策基準の改正内容の説明に先立ちまして、まずは令和７年３月の文科省によるガイドライン改定の主な目的を説明いたします。

主な目的につきましては、ＧＩＧＡスクール構想の進展により、教育現場のクラウド活用が進んでいることなどを踏まえ、まず１点目、情報資産の分類、仕分け、管理方法の見直し、次に２点目として、次世代校務ＤＸ環境への移行を進める上で必要となるセキュリティ対策に関する記載の見直し、以上となっております。

それでは、本町の教育情報セキュリティポリシー対策基準の主な改正内容について説明申し上げます。

議案書６４ページをご覧ください。

３、情報資産の分類と管理方法の（１）情報資産の分類でございますが、より客観的な分類が可能となるように、縦軸につきましては従前と同様に情報の重要性としつつ、横軸につきましては、従前の校務系、学習系、公開系とする区分から、教職員、児童生徒、保護者といった情報にアクセスする主体による区分に変更するとともに、学校か

らの要望を聴取した上で具体的な情報資産を追加したものでございます。

続きまして、議案書 89 ページをご覧ください。

9、SaaS型パブリッククラウドサービスの利用について、新たに項目として追加するものです。こちらにつきましては、冒頭申し上げました次世代校務DX環境への移行を進める上で必要となるセキュリティ対策に関するものとなっております、今回の改正の最も重要な部分となっております。

内容につきましては、(1)としまして利用における情報セキュリティ対策を、(2)として事業者のサービス提供に係るポリシー等に関する事項を、(3)として利用における教職員等の留意点を、(4)として約款による外部サービスの利用をそれぞれ定めるものでございます。

最後に、11、附則でございますが、先ほど説明いたしましたSaaS型パブリッククラウドサービスの利用に関する規定につきましては、原則としまして、本ポリシー改正前に開始したサービスに関しては適用しないことを規定するものでございます。

以上で、議案第36号「熊取町立学校教育情報セキュリティポリシーの改正について」の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

吉田教育長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はございませんか。かなり長い文章になりますが、よろしいでしょうか。

では、議案第36号「熊取町立学校教育情報セキュリティポリシーの改正について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

吉田教育長

議案第36号「熊取町立学校教育情報セキュリティポリシーの改正について」承認とします。

次に、事前配付の議案書6ページ、報告第13号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」事務局から説明を願います。

上垣参事。

上垣参事

それでは、報告第13号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から求められた議案について、異議がないものとして令和8年2月26日付で専決処分を行いましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

まずは1点目、職員等旅費条例の一部を改正する条例でございます。議案書9ページをご覧ください。

職員等旅費条例の一部を改正する条例でございます。

附則第4条の非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正についてですが、教育の事務に関する部分となっております。新旧対照表の左側が改正後、右側が改正前となっております。

改正内容の概要といたしましては、小・中学校に配置する学校内科医、学校眼科医、学校耳鼻科医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る報酬につきまして、一般社団法人泉佐野泉南医師会及び一般社団法人泉佐野薬剤師会からの要請があったことなどに伴いまして見直しを行った結果、一定の増額を行うものでございます。

見直しの内容といたしましては、基本報酬額につきまして、学校内科医が19万円から小学校で24万500円、中学校で21万4,500円に、学校眼科医及び学校耳鼻科医が6万4,000円から7万1,500円に、学校歯科医が19万円から小学校で22万400円、中学校で19万7,200円に、学校薬剤師が7万9,000円から8万4,000円にそれぞれ増額し、健康診断に係る人数割報酬額としましては、児童生徒1人当たりにつき50円から100円に増額を行うものでございます。

なお、従前に個別に加算しておりました水泳前健診、就学時健診及び持久走前健診につきましては、今後は基本報酬に含めるものとしております。

以上で、1点目の職員等旅費条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

続きまして、2点目の令和7年度熊取町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

議案書17ページをご覧ください。

私からは、学校教育課所管分のうち、小学校費及び中学校費それぞれの教育情報化推進事業と就学援助事業について説明申し上げます。

まずは教育情報化推進事業でございますが、小学校分で1,200万円、中学校分で1,000万円、校用器具費を減額するものでございます。こちらにつきましては、1人1台端末の更新に係る費用について、入札による落札減により不用となった予算額を減額するものでございます。

続きまして、就学援助事業でございます。小学校分で600万円、中学校で1,000万円、要保護・準要保護児童生徒就学援助費を減額するものでございます。こちらにつきましては、給食費の無償化を小学校では3学期から、中学校では1学期から実施し、保護者の給食費負担額が減少したことから、不用額を減少するものでございます。

私からは以上となります。

岡本課長

続きまして、学校教育課の総務部所管分についてご説明させていただきます。引き続き17ページをよろしくお願いいたします。

最上段の教育委員会費につきましては、財源振り分けでございますので、財政部局が進めたものということで、説明を割愛させていただきます。

それから、2段目、小学校費、そちらのほうの3段目、建設事業費をご覧ください。

こちらのほうの小学校施設整備事業につきまして、プレハブ借上料のマイナス784万6,000円ですが、これにつきましては、今年度建設しておりました町立中央小学校と西小学校のプレハブ校舎の増築に係る費用ということで、これをリース契約によりまして10年間で支払っていくものという契約を締結してございますが、現在、校舎が完成して引渡しを受けておりますけれども、このリース料の支払いが4月からスタートするという契約を当初に結んだため、7年度については20校であったということで減額補正をするものでございます。

その下の施設整備工事費のマイナス補正につきましては、今年度施工しました小学校体育館の空調設備整備工事等の落札減額等になりまして、不用となりました額をマイナス補正するというものでございます。

最後のほうの学校給食費につきましても財政部局の財源振替、それから、最後の3段目の最下段に中学校費のほうも学校給食費というのがございまして、こちらのほうも財源の振替ということになってございます。

私からは以上でございます。

大屋課長

引き続き、生涯学習推進課所管の事項について御説明いたします。

議案書を少しお戻りいただきまして、14ページのほうをご覧ください。

第2表の継続費の補正についてでございます。

左から3列目、総合体育館大規模改修事業につきましては、事業が年度内に完了しないことから、施設整備工事費及び工事監理委託料について、令和6年度から8年度の3か年、総額9億4,041万8,000円の継続費として予算措置を行い、令和7年7月より改修工事に着手しております。

今般、令和7年度末における工事の出来高を算定いたしまして支出見込額を算出しましたので、令和7年度の予算を支出見込額と併せ、工事請負費及び工事監理委託料を減額するため、年割額の変更を行うものです。

なお、令和6年度の予算については、全額令和7年度に繰越ししておりますので、令和7年度に支出する額については、令和6年度及び7年度を併せて支出するということになっております。

こちらの内容ですけれども、令和7年度補正前の年割額が2億6,400万円となっておりますが、補正後は7,276万円減の1億9,124万円、逆に、令和8年度の補正前の年割額が5億85万8,000円から、補正後は令和7年度分として減額した同額の7,267万円増の5億7,361万8,000円とそれぞれ補正するものでございます。

15ページの地方債補正については歳入予算でご説明いたしますので、16ページのほうをお開きください。

歳入予算になります。

まず、上の表、雑入のスポーツ振興くじ助成金1,839万9,000円につきましては、総合体育館大規模改修工事におけるトイレ改修に対しまして、スポーツ振興くじ、いわゆるt o t oのほうから助成を受けるものでございます。

次に、その下の表、町債の総合体育館構造部材耐震補強事業債5,160万円の減につきましては、先ほど継続費補正でご説明しました令和7年度支出見込額の減により、併せて財源として活用しております地方債の減額となるものでございます。

歳出予算をご説明いたしますので、17ページをお開きください。

一番下の表になります。体育施設費の体育施設維持管理事業

7, 276万円の減につきましては、繰り返しになりますが、令和7年度支出見込額に併せ減額するものでございます。

18ページ以降、18ページは継続費の調書となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

私については以上です。

岡本課長

それでは、続きまして、専決処分報告の3点目ということで、令和8年度の一般会計予算につきまして、そのうちの教育に係る部分ということで、主な内容につきまして各担当からご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、まず、学校教育課の総務グループ所管分ということで、21ページをご参照ください。

下段のほうの国庫支出金のうち、最上段に教育支援体制整備事業費補助金という費目がございます、185万円の歳入予算を組んでございます。これは、昨年度から新たにお迎えをすることになった医療的なケアが必要な児童に対する看護師の派遣の委託事業につきまして国庫支出金が入るというものでございまして、令和8年度には新たに1名、1年生が就学予定ということでございまして、合計2名分の医療的ケアの必要な児童に対する看護委託料の分を後の歳出予算のほうで上げておりまして、それに対する国庫補助金ということで計上している額が185万円と、こういう額でございます。

それから、小学校費補助金の中に給食費負担軽減交付金という費目で、6,380万6,000円でございます。こちらにつきましては、小学校の給食費のみ、国が新たに施策として始めるものでございまして、1人当たり月額5,200円相当の費用を11か月分、2分の1を国庫支出金、2分の1を府の支出金ということで保護者の負担を軽減していこうと、こういうことが新たに始まることになります。その分に対する国の支出金という額、それから、後段のページには府の支出金ということで増額の分がございます。2,200名余りほどの児童に対する給食費ということで、国、府それぞれ6,380万円ほど歳入として頂けると、こういうような状況でございます。

それから、続きまして、30ページをご覧ください。

歳出のほうに移らせていただきます。

こちらの下のほうに小学校医療的ケア児支援事業の看護者の派遣委託料550万、これが先ほど説明した分で、2名分を新たに確保したところでございます。

それから、続く 31 ページをご覧ください。

下のほうに小学校施設整備事業というのがございまして、そこにプレハブの借上料 2,080 万 1,000 円、こういう数字がございます。こちらについては先ほども少し触れましたプレハブのリース料ということで、この 4 月から 10 年分ということで、120 か月分リース料支払いということでスタートすると、こういうこととございます。

さらに、その下段の施設整備工事費につきましては、小学校 3 校の LED 化の工事あるいは全小学校のネットワークの関連工事等について積算してございます。

それから、31 ページから 32 ページにまたがっておりますが、小学校給食費あるいは中学校給食費のほうも含めて給食費補助金と無償化の相当分の物価対策の補助金ということで積算してございます。

総務グループについては以上でございます。

上垣参事

続きまして、私のほうから、学校教育課所管分のうち、その他の部分での新たな取組について説明いたします。

それでは、議案書 27 ページをご覧ください。

教育情報化推進事業の ICT 支援業務委託料 959 万 5,000 円でございます。こちらにつきましては、令和 7 年 9 月教育委員会会議の報告第 4 号の中で、一般会計補正予算のほうにおいて少し報告させていただきましたが、令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間の債務負担行為を行っております ICT 支援業務委託の令和 8 年度の費用となっております。

ICT 支援業務委託につきましては、令和 7 年度まで会計年度任用職員として任用しておりました ICT 支援員の配置と、大阪府 GIGA スクール運営支援センターによるサポート業務を専門業者に委託することにより、事業の安定化を図るものでございます。

続きまして、議案書 28 ページをご覧ください。

小学校運営事業の会計年度任用職員報酬 107 万 9,000 円でございます。こちらにつきましては、不登校対策といたしまして、大阪府校内教育支援センター支援員配置事業による補助金を活用し、1 日当たり 3 時間勤務の校内教育支援センター支援員 1 名を小学校 1 校に配置するための費用となっております。

続きまして、小学校運営事業の学校運営協議会委員報酬 7 万 2,000 円でございます。こちらにつきましては、令和 8 年度より新たに東小学校に学校運営協議会を設置するに当たり必要となる委員

報酬となっております。

続きまして、議案書 31 ページをご覧ください。

小学校教育情報化推進事業の学校情報通信ネットワーク整備委託料 5, 844 万円でございます。こちらにつきましては、令和 3 年に整備いたしましたアクセスポイントなどのネットワーク機器につきまして、経年劣化による更新と併せまして、令和 8 年 1 月に各学校のネットワーク回線を 1 ギガベストエフォートから 10 ギガベストエフォートに増強したことに伴いまして、回線容量に応じた機器に入替えを行うものでございます。

なお、本事業につきましては、中学校においても同様に実施することとし、中学校分では 3, 456 万 1, 000 円を計上しております。

続きまして、議案書 35 ページをご覧ください。

中学校部活動支援事業の会計年度任用職員報酬 704 万 9, 000 円でございます。こちらにつきましては、新規の事業ではございませんが、令和 5 年度から継続して実施しております部活動指導員に係る費用でございますが、令和 7 年度までは中学校 1 校につき 3 名ずつ配置ということで積算しておりましたが、積極的な活用が進んでいるということから、令和 8 年度におきましては 1 校につき 4 名ずつ配置するということで増額し、計上しているものでございます。

続きまして、同じく中学校部活動支援事業の研修委託料 60 万 1, 000 円でございます。こちらにつきましては、部活動指導員が受講者となる研修を外部委託するための費用となっております。

本町におきましては、部活動指導員に対して、スポーツ庁が示す研修を十分に行うことが困難であるという中で、専門的知識及び経験を有する大阪体育大学様に対して研修を委託することで、部活動指導員の資質向上を図っていくというものでございます。

以上で学校教育課所管分の説明を終わります。

大屋課長

続きまして、生涯学習推進課所管のうち、生涯学習スポーツ振興に係る予算の主なものについてご説明いたします。

歳入予算になりますが、すみません、23 ページまでお戻りいただいてよろしいでしょうか。

雑入の部が 2 つあるかと思うので、下のほうの表の下から 6 行目にございますスポーツ振興くじ助成金 348 万 8, 000 円につきましては、令和 7 年度補正予算で措置しておりましたが、令和 8 年度においてもくまとりロードレースの財源として活用するため計上するもの

でございます。

歳出予算になります。すみません、44ページのほうにまた戻って
いただいてよろしいでしょうか。

体育施設費の事業別区分2つ目にあります学校部活動地域展開事業
の報償金24万9,000円につきましては、来年度立ち上げを予定
しております中学校部活動の在り方検討委員会の委員報償金を計上し
ているところでございます。

その下、社会体育推進事業の12委託料にあります総合体育館等指
定管理委託料8,446万6,000円については、令和7年度予算
額9,851万4,000円と比較し1,404万8,000円の減
となっております。

減となっている理由につきましては、本来、電気料金については指
定管理料に含めて支出するものとなりますが、総合体育館の照明を全
館LED化することになりますので、どの程度の電気使用量の削減が
見込まれ、電気料金がどの程度減額となるか見込めないため、電気料
金については町で執行するため、減額となっているものでございます。

45ページをご覧ください。

一番下にございます総合体育館運営事業の光熱水費1,849万
6,000円がこの総合体育館の電気代となりますので、指定管理料
と光熱水費を合計しました実質的な指定管理委託料については増額と
なっております。

45ページの事業別区分、体育施設維持管理事業の12番、委託料
にあります植木剪定委託料103万5,000円、グラウンド管理委
託料353万5,000円、14番の工事請負費の177万6,000
円につきましては、自由が丘地区にあります中央公園の維持管理を令
和8年度から生涯学習推進課で行うため、新たに計上しているもので
ございます。

同じ体育施設維持管理事業の13番の機械器具借上料200万
8,000円につきましては、先ほどご説明いたしました総合体育館
のLEDの照明の賃借料ということで10年間リースするもので、こ
ちらのほうは令和9年1月1日からリース開始ということで、8年度
については3か月分計上している金額ということになっております。

以上です。

義本参事

それでは続いて、私からは、37ページをご覧ください。

公民館の運営事業と維持管理事業のところで、公民館の維持管理事

業の委託料でございます。廃棄物処分委託料としまして71万8,000円、その下で、廃棄物運搬委託料としまして42万9,000円を計上させていただいております。こちらは、公民館整備工事で発生したPCB含有物の処分を行うものでございます。処理の期限が令和9年3月31日までというふうに決まっておりますので、令和8年度中に廃棄させていただきたいということで計上しております。

続きまして、38ページをご覧ください。

38ページの文化ホールの運営事業、チケット販売委託料でございます。こちらの委託料でございますが、年々チケットぴあのほうでの販売の実績が上がってきておりまして、皆様に知っていただいた効果もありまして、令和7年度よりも実績を基に予算要求しましたところ、30万以上、倍以上の実績額からの要求額53万3,000円となっております。

続きまして、39ページをご覧ください。

上から2つ目の文化財保護事業でございます。

こちらでは、新たにし尿くみ取りの手数料というのを計上させていただいております。こちらにつきましては、雨山のほうにバイオトイレを設置しておりますが、おがくずをこれまで職員でずっと交換してやっておったんですけれども、利用頻度が高く、職員がやるにはちょっと大変だということで、今回、し尿くみ取りの委託を新たにしてお応じていきたいということで計上しております。

私からは以上でございます。

原田図書館長

図書館の予算になります。

令和8年度は大規模改修工事を行いますが、可能な限り図書館サービスを継続しますので、図書館運営事業、施設管理事業、家庭地域文庫活動事業は、事業の工事費を除き、おおむね大きな変更はありません。ただ、イベントや研修などが館内でできないため、ふれあい事業や読書活動推進事業などの通常業務が減額となっております。

それでは、その中での主な予算についてご説明いたします。

41ページをお開きください。

まず、図書館運営事業の10需用費の消耗品費についてです。この消耗品費は、事務用品のほかに図書館用の雑誌、新聞が含まれています。近年の社会状況の変化から、紙の雑誌は発行部数が減少していることや、原材料費の高騰などを受け、雑誌の単価が非常に高額になっ

ています。一方で、電子図書館の雑誌が少しずつ充実してきていることから、令和８年度は雑誌の購入数を３９誌減らし、雑誌の予算の抑制に努めましたが、令和７年度の予算からは１万２，０００円増の１９５万１，０００円の要求となりました。

次に、４２ページをご覧ください。

図書館運営事業の１７備品購入費の図書費についてでございます。図書館は、地域を支える情報拠点として、新鮮で適切な資料を収集する必要がありますが、令和８年度は部分開館で本の置けるスペースが限られることを考慮し、図書費を１００万円減額して１，２３４万３，０００円の要求となりました。

続きまして、図書館施設管理事業でございます。１４の工事請負費の大規模改修工事費として３億１，６０５万円を計上しております。

また、１２委託料の測量・設計・監理委託料３４７万円は、大規模改修工事に係る非構造部分の工事監理費となっております。

次に、４３ページをご覧ください。

図書館ふれあい事業の委託料は、図書館のリニューアルオープン事業として、委託料１００万円を計上しております。大規模改修工事終了後、リニューアルオープン時のイベント費用として使用する予定となっております。

図書館からは以上となります。

吉田教育長

説明は以上でしょうか。

ただいまの事務局の説明につきましてご異議、ご質問等はございませんか。よろしいですか。

では、報告第１３号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

報告第１３号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認とします。

では次に、当日配付の議案書９８ページ、報告第１４号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」事務局から説明をお願いします。

大屋課長

それでは、報告第１４号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対

する意見の専決処分報告について」ご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条規定により、町長から意見を求められた次の議案について異論がないものとして、令和8年2月16日付専決処分したので報告し、承認を求めるというものでございます。

意見を求められた議案は、1、工事請負変更契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）、2として、工事請負契約の締結について（熊取町立図書館整備工事）の2件でございます。

私からは、工事請負変更契約（熊取町立総合体育館整備工事）についてご説明いたしますので、議案書101ページの工事概要をご覧ください。

令和7年7月、メインアリーナから工事に着手しておりますが、工事内容を変更する必要性が生じたので、変更契約を締結するものでございます。

3番の変更工事概要をご覧ください。

まず1点目、シャワーの温度調整改善については、シャワーの温度や水圧が安定しなかったものを安定させるため、給水ポンプ及びシャワー機器の更新を行うものでございます。

2点目の設備老朽化への対応については、メインアリーナのトイレの衛生器具について、断水した上で一部洋式化を行いました。水を改めて通す通水をする際に、既存の衛生器具から水漏れなどが多数発生したため、今回の工事に併せて改修、更新を行うものでございます。

3点目、プール無料開放実施への対応につきましては、当初、メインアリーナの工事が完了し、本年7月よりサブアリーナ、プールのほうに着手する予定でしたが、児童生徒に対するプール無料開放を実施するため、プールの工事については9月から着工するため、工期の延長及びその間の管理費等の増額を行うものです。

4点目、その他の対応といたしまして、利用者安全確保のため増額ということで、防火設備の改修などを実施するものでございます。

③にありますプール無料開放実施への対応によりまして、その下の4番、工期につきましては、当初予定しておりました令和8年12月18日に完了するところを令和9年1月29日に変更するというものでございます。

100ページにお戻りいただきまして、これらの本工事を含めまして、契約金額につきましては、変更前の8億3,862万9,000円から、変更後、5,058万9,000円増の8億8,921万

8, 000円に増額の変更契約をするというものでございます。

101ページには、今回変更契約に関する処遇のほうを添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

総合体育館については以上です。

原田図書館長

続きまして、熊取町立熊取図書館の整備工事についてです。

103ページをお開きください。

こちらのページで1点修正がございますので、お願いいたします。

4の契約の相手方の住所ですが、熊取町小垣内二丁目814番地の4となっておりますが、こちら841番地の4の間違いですので、訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

こちらも工事請負契約の締結で、熊取町立熊取図書館整備工事として開札を終了しまして、仮契約の状態で3月4日の協議会に上程したものでございます。

104ページをご覧ください。

ここでは、館内工事の概要を示しております。議決日から令和9年2月26日を工期限とした内装改修工事等の大規模改修工事と、一般閲覧室の天井などの非構造部材改修工事を行うという内容でございます。

大規模改正工事としましては、内装改修工事1式、トイレ改修工事1式、エレベーター改修工事1式、自動ドア取替え3か所、防火シャッター取替え3か所でございます。

非構造部材改修工事としましては、一般開架室天井改修工事645平方メートル、ガラス飛散防止フィルム貼り514平方メートル、書架耐震固定52か所という内容でございます。

103ページに戻っていただきまして、こちらの契約の金額2億6,194万1,900円となっております。

105ページのほうには平面図を提示させていただいておりますので、またご覧いただけたらと思います。

以上、議決を経るべき事件の議会の議決を要する契約の内容についての説明を終わります。

吉田教育長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明についてご異議、ご質問等はございませんか。

では、報告第14号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する

意見の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

吉田教育長 報告第１４号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認とします。

以上で、本日の会議に付されました審議すべき議案が終了いたしました。

ほかに何かございませんか。

ないようですので審議を終了します。

（その他報告事項）

吉田教育長 続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。

では、順次、事務局から報告をお願いします。

梅影参事 『後援名義使用願の承認について（泉州中学校・高等学校進学説明会２０２７） P. １０６より説明』

吉田教育長 ありがとうございます。
はい。

大屋課長 『後援名義使用願の承認について（混声コーラス５ｔｈコンサート） P. １０７より説明』

『後援名義使用願の承認について（第４３回日本少年野球大会【泉州大会】） P. １０７より説明』

吉田教育長 ほかはないですか。
はい、どうぞ。

南参事 『小・中学校行事予定 P. １０８より説明』

吉田教育長 はい。

大屋課長 『生涯学習推進課事業予定 P. １０９～P. １１０より説明』

吉田教育長 はい、どうぞ。

原田図書館長

『図書館事業予定P. 50～P. 51より説明』

吉田教育長

報告は以上でしょうか。ほかに何かございませんか。よろしいですか。

長時間お疲れさまでした。ないようですので、令和8年3月教育委員会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後6時53分
